

2026/07/14 (予定) 改正

令和 8年度消費税改正（インボイス経過措置の見直し）に対応

Ver.260630

2023年10月より施行された「インボイス制度」において、制度導入時の負担軽減を目的とした期限付きの経過措置が、2026年10月 1日から見直されます。

免税事業者等との取引における、仕入税額控除の割合の自動判定／変更

[\[資産情報\]メニュー](#)、[\[リース資産情報\]メニュー](#)など資産情報を登録する各メニューで、2026年10月 1日以後の免税事業者からの購入やリースに係る仕入税額控除の割合「70 %」に対応しました。

取引の日付に応じて、控除割合（80 %・70 %）を自動判定します。

（『建設仮勘定オプション for 固定資産奉行V ERPクラウド』をご利用の場合は、[\[建設仮勘定計上\]メニュー](#)など建設仮勘定を登録するメニューも対象です。）

仕入税額控除割合を反映したリース料の算出に対応

Sシステム

奉行V ERP

免税事業者等と契約したリース資産において、消費税額をリース料支払いの都度計上する場合（分割控除）は、支払日付に対応した仕入税額控除割合（80%・70%・50%・30%）でリース料を算出できるようになりました。

なお、リース契約時に一括して計上する場合（一括控除）は、リース開始日付時点の仕入税額控除割合で算出します。

注意

免税事業者等と契約したリース資産が、すでに登録されている場合

「補足」に記載の条件に該当する場合は、支払日付に対応する仕入税額控除割合にもとづきリース料を再算出するため、以下の金額が見直されます（金額が変更されます）。

- リース料総額
- 期首残高
- 月次支払額

補足

[\[経理業務設定\]メニュー](#)


- 経理方式：税抜経理方式
- 免税事業者等との取引で仕入税額控除できない消費税額：取得価額に上乗せする


[\[リース資産情報\]メニュー](#)


- 免税事業者等と契約したリース資産
- リース終了日付：2026年10月 1日以後に終了
- 消費税控除：分割控除


対応メニュー

資産情報・リース資産情報・建設仮勘定を登録・集計する各メニュー

メインメニュー右上の (データメンテナンス) の [汎用データ作成 - 資産管理] の各メニュー

メインメニュー右上の (データメンテナンス) の [汎用データ作成 - 建設仮勘定管理] の各メニュー (『建設仮勘定オプション for 固定資産奉行V ERPクラウド』をご利用の場合)

メインメニュー右上の (データメンテナンス) の [汎用データ受入 - 資産管理] の各メニュー

メインメニュー右上の (データメンテナンス) の [汎用データ受入 - 建設仮勘定管理] の各メニュー (『建設仮勘定オプション for 固定資産奉行V ERPクラウド』をご利用の場合)

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。